

## 平成 28 年度・安全保障貿易管理に関する要望(2016. 11. 1)

当委員会では、毎年度、経済産業省に対して関連法令および制度改正に関して意見・要望を提出している。今年度においては、安全保障貿易管理に関する改善要望(計 22 項目)を、早期実現を期待する「輸出規制品目番号の国際化の推進」、「インフォームの解除」等の重点要望項目と、同省の「安全保障貿易管理ホームページの改善」等の一般要望項目に分類した上で、2016 年 11 月、同省貿易管理課へ提出し、その後意見交換を実施した。

政 発 第 223 号  
2016 年 11 月 1 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
貿易管理課 課長殿

一般社団法人 日本貿易会  
安全保障貿易管理委員会  
委員長 結城 徹

## 平成 28 年度・安全保障貿易管理に関する重点要望項目

### 1. NACCS 貿易管理サブシステムの改修

#### (要望理由)

NACCS 貿易管理サブシステムを用いて、EL 案件の管理を個社で行いやすくするために改修を要望するもの。

NACCS 本体も関係する部分についての改修は NACCS 第 7 次更改を待たざるを得ないものの、貿易管理サブシステム部分のみの改修は NACCS 本体の更改とは関係なく可能であると理解しています。

#### (今後の対応)

貴省より改修を行うことについて基本的な合意を得られた場合、貿易会として要望要件を更に詳細に検討した上で、貴省と進め方につきご相談させていただきたいと考えています。

以 上

# 平成28年度・安全保障貿易管理に関する一般要望項目

2016年11月1日  
一般社団法人 日本貿易会

	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由
<b>【法令・制度関係】</b>			
1	特別一般包括を使用した返送 (新規要望)	「返送包括」の適用要件の緩和をして頂きたい。	適用する上での条件や事前準備書類が多く、煩雑である。 特一包括を有している企業であれば、使用の条件や事前準備書類の内容確認は、社内取引審査に置き換えが可能と考える。一方、特一包括を有していない企業に対する公平性の観点から、使用の条件の緩和の後には、将来的に4条特例に移行することを要望するもの。
2	少額特例の対象価額 (継続・新規要望)	無償の場合は、税関の鑑定価格からFOBあるいはFCAとし、有償の場合は、総価額をFOBあるいはFCAとして頂きたい。	税関の鑑定価格は輸出にはない。また、場合によっては、同じ貨物・同じ商品本体価格であっても、建値によって少額特例の適用が可能なものと、そうでないものがでてくることから、統一的な運用のため、価額をFOB/FCAで統一することを要望するもの。
<b>【資料公開・HP関係】</b>			
3	最新の外国ユーザーリストの参照方法 (新規要望)	最新の外国ユーザーリストのURLを固定化して頂きたい。	現在、外国ユーザーリストが改訂される度にHPリンク先が変更される仕組みとなっている。各社の安全保障貿易管理関連の管理・教育・情宣資料等で当該URLを記載しているがリスト改定の都度URLが変更となるので常にリンク先の記載を修正する必要がある。修正がされない場合には、最新のリストではなく旧いリストが参照され、相手先管理に漏れが出てくる恐れがある。業務の効率化、相手先管理の徹底のため、固定URLにアクセスすれば常に最新のリストが参照できるように要望するもの。
4	項目別対比表等のHPへの掲載 (新規要望)	項目別対比表、パラメータシートを無償で貴省のHPに掲載して頂きたい。	項目別対比表、パラメータシートは該非判定に必要不可欠なツールである。現在、当該データはCISTECにて有償にて提供されているが、部分的に必要でも一括しての年間契約が必要である(非賛助会員の場合、年間利用料が103,680円)こと、該非判定のために必要不可欠なツールであり、安全保障貿易管理において、標準として組み込まれているものであることから貴省にての無償提供を要望するもの。
5	貨物、技術のマトリクス表の整備 (新規要望)	貨物、技術のマトリクス表の検索機能の精度向上と印刷機能の高度化を図って頂きたい。	貴省HPに掲載されている方法にて貨物・技術のマトリクス表を検索した場合、無限ループする不具合が発生する為、改善を要望するもの(例えば、炭素繊維でブック検索した場合 輸出令第2項(17)でループ現象)。 また、業務の効率化の観点から、ヒットした貨物・技術を一覧で印刷できる仕組みを要望するもの。
6	説明会資料のHPへの掲載 (新規要望)	HPにある説明会資料に関し、PDFファイルだけでなく、パワーポイントファイルも掲載して頂きたい。	説明会資料は非常に役に立っているが、社内教育用に一部を抜き出し利用したいケースがある。その場合、資料の加工ができるパワーポイント版も提供を要望するもの。
<b>【以下、HP内のQ&amp;Aに関する項目】</b>			
7	印刷への対応 (継続要望)	必要なQ&A部分だけ指定すれば印刷できるように改善して頂きたい。	Q&Aの内、必要な部分を社内展開する場合、ページ指定して印刷をかける、ワードにコピー&ペーストなどして対応している。これは現場対応として良いとは思われるが、更なる利便性の向上を図って頂くべく要望するもの。例えば、OFACのFAQsではトピックスごとに印刷が可能となっているところであるが、出来ればQ&Aごとの印刷を可能とするべく要望するもの。

8	用語の統一 (継続要望)	「役務関連」の見出しの下に「技術関連」のリンクがあるが、用語を統一して頂きたい。	「役務関連」の下に「技術関連」と「プログラム関連」を設ける予定であったと思われるが、プログラム関連のQ&Aが「技術関連」のQ&Aに入っていることに起因する紛らわしさがある。規制品目番号の国際化を見据え、「技術関連」と「プログラム関連」の2本立てとして、現在のQ&Aに含まれるプログラム関連を独立させる方が判りやすくなると考え、要望するもの。
9	回答の表示方法の統一 (継続要望)	質問事項がカテゴリ化されている項目(「個別貨物」、「キャッチオール関連」とカテゴリ化されていない項目(上記を除く項目)が混在しているので、全項目につきカテゴリ化を図って頂きたい。	ユーザー側でQ&Aを検索する場合、カテゴリ化されている方が格段に検索時間を短縮することができる。尚、該当するQ&Aを検索する場合、検索機能を利用して検索することが考えられるが、ページ内に埋め込まれている「サイト内検索」機能、それに関連する「拡張検索」機能を利用しても、見たいQ&Aに辿り着くのは至難であり検索機能の利用可能性はほとんどないのが実情である。「Q&A」ページ内をストレスなく、また、効率的に検索できる機能へと改善を要望するもの。
10	Q&Aと解説の記載と区別 (継続要望)	Q&Aと解説の記載を区別して頂きたい。	「包括許可関連、用語の手引き」の中の「用語の手引き」、「輸出管理内部規程(CP)関連」はQ&Aではなく解説である。解説は別のページに移動させるか、新たなページとすることでQ&AはQ&Aとして統一を図る方が、ユーザーにとって混乱がない。具体的には、「用語の手引き」はページ右の見出し欄に追加、ページトップ下にある「用語の手引き」の表記は削除しても構わないと考え、要望するもの。また、「CP関連」は、「企業等の自主管理の促進」のページに同一記載があるので、Q&Aからは削除しても良いかと考える。
11	類似項目の整理 (継続要望)	類似の質問項目の整理を行って頂きたい。	「キャッチオール関連」の中に「規制対象貨物・技術に関する質問」があるが、上にも「貨物関連」、「技術関連」があり混乱を招くところである。複数項目へ記載することで項目がまたがる内容への対応を図ったものと思われるが、類似の質問を整理することで簡素化を図るべきであると考え、要望するもの。
12	見出しの表示方法の改善 (継続要望)	見出しの表示方法につき改善して頂きたい。	Q&Aを纏めたページに「Q&A」「貨物関連」「役務関連」・・・「大学・研究機関関連」と見出しが並列に配置されているが、「Q&A」の見出しバナーをクリックしても内容が表示されない。この「Q&A」バナーはページ全体のタイトルであり、「貨物関連」以下は「Q&A」の具体的内容であるため、「Q&A」のバナーを削除することにより、このような混乱を防止することが可能となると考え、要望するもの。
13	根拠法令・通達の明示とリンク (継続要望)	回答の中に必要書類を細かく記載しているものがある(例:「全貨物共通 4. 誓約書」のQ&A 14)が、根拠となる法令、通達があるのであれば、それを明示してリンク(e-Gov等)を張って頂きたい。	Q&AのAを受けたユーザーはAに記載がある関連法令・通達を必ずチェックすることになるが、関連情報へのリンクがあることにより、大幅な業務の効率化を図ることが可能であると考え、要望するもの。
<b>【その他】</b>			
14	メーカーに対する該非判定書発行の指導 (復活要望)	商社から該非判定書を発行するよう求められた場合は、判定書を発行するよう指導して頂きたい。	商社は技術的な知見に乏しいのに加え、サプライヤーであるメーカーからは社外秘を理由として該非判定に必要な情報が得られない場合もあり、実効性のある該非判定に支障をきたしている。また、該非判定は輸出商社の責任であることを理由として、該非判定業務に非協力的なメーカーも存在する。それらの非協力的メーカーに対しては継続的に改善の要望・依頼をしているが、なかなか改善しないのが実情である。従って、下記の段階的な改善を要望するもの。 ① メーカーが該非判定書を発行するよう、引き続き説明会等の場を通じての指導 ② メーカーが自社製品の該非判定情報をHP等で公表するよう指導

15	該非判定サービスの提供 (新規要望)	新たな該非判定サービス制度の導入をして 頂きたい。	取扱い貨物が多岐にわたる商社において、該非判定を独自で行うのは非常に難しく、多くは製造メーカー及び仕入先の該非判定書を頼りにすることが多いが、メーカー・仕入先から該非判定書の提出を拒否された場合等、該非判定の相談はCISTECの有料サービスに頼らざるを得ず輸出者としての義務を全うする上で非常にコストがかかる場合がある。一方で、他国においては、米国や韓国は公的な該非判定のサービスがあり、ぜひこのようなサービスを貴省においても取り入れることを要望するもの。
16	海外関連の情報共有、海外当局への働き掛け (新規要望)	① 各国における法整備の状況(特に輸出管理法制を整備途上の国等)についての情報共有 ② 本邦企業の輸出管理上の意見や要望に基づく海外当局への働き掛け	海外子会社の輸出管理の実施について各社は責任を負っているが、一定水準の輸出管理を海外で維持するには困難も多い。その背景としては、海外各国における安全保障貿易管理関連の法整備状況・内容に関する情報の入手が困難であること、また、海外当局との輸出管理上の問題の解決に当たり当該当局との接点を持つこと・有効な交渉力を持つことが困難であること(特に発展途上国)がある。民間企業としての活動には限界があるため、政府の主導により情報の収集・更改、海外当局との折衝支援をお願いしたい。具体的には下記の改善を要望するもの。 ① 貴部内への海外当局担当者の設置 ② JETROと連携による当該サービスの提供